

柴田町国民保護対策本部

・緊急対処事態対策本部条例案

柴田町国民保護協議会条例案

可 決

国は平成16年度に武力攻撃から国民の生命や財産を守るため、地方公共団体などに住民保護のための関係条例の制定を義務づけました。

これを受けて、本町でも緊急事態発生時の組織や対処法を定める目的で、関係3条例の制定案が議会に提案され、審議の結果可決いたしました。

質疑 この条例について、多くの町民は内容をよく理解できていないと思う。制定には、もっと慎重になるべきだと思うが、なぜ今の時期なのか理解できない。

町民の理解を得るため、もう少し時間をかけるべきではないか。

答弁 今回の条例案は国の法律に基づいての設置で、内部規定を定めるものです。国からは18年度中の計画作成を求められております。

町民へのPRについては、町の広報紙を使って周知を図っていきます。

反対討論

広沢 真 議員

国民保護計画は、その基本となつている有事法制、特に武力攻撃事態法の前提条件が、非常にあいまいで政府も具体的な事例を示していません。その状況で保護計画策定を進めるのは、現在進められている憲法改正論議で米軍と一緒に戦争を進める国づくり、日常的に国民の生活のそばに戦争があるという状況を作り出す準備と考えます。また、具体的な前提条件も明らかにしないで、町民を守るといふ計画を作るのも大きく矛盾があります。策定に反対だが法的に義務付けられているので、より住民の役に立つ計画にするため時間をかけた慎重な検討が必要と考えます。

反対討論

森 淑子 議員

先日配られた資料では、武力攻撃事態の想定として、いろいろ書かれてありますが、それは自主防災組織やボランティアにまでつながっています。関東大震災の時に数千人の朝鮮の方々を虐殺したのは、自警団といわれる一般人だったのです。何か事態が起きた時にデマが飛んで、人々が動揺することはよくありますが、武力攻撃という言葉が今度一緒に入ってくる訳で、非常に危険なことです。この条例制定は憲法改正に向けた布石だと思えます。

憲法とかかわりのある法律だということ、ボランティア活動とも結びつけていることで条例制定に反対します。

賛成討論

太田 研光 議員

国民保護法に関連して、相手の武力攻撃の事態や様相について、いろいろと疑問があると言われてきました。戦後60年も経過して、国民保護に関する国の法律ができていなかったのはおかしい。

柴田町も、国民保護法に関連し、少なくとも町の対策本部や協議会を作ることには必要なことだと思います。町はこの組織を作って、皆さんが心配されている、軍事施設や原子力施設に関する情報など入手し、町民の保護に役立つものと思えます。我が国に侵略があった場合は、日本が一致団結してこれに対処すれば、相手も簡単に侵略はしないと思います。そういう自覚のもと賛成をお願いします。

賛成討論

杉本 五郎 議員

本条例は、直接的に戦争などについて想定するものではなく、不幸にして戦争などの武力攻撃を受けた場合、町としてそこに住む人たちの生命、財産の安全、安心を安定的に保障する責務と役割を持つものとして、それをどう果たしていくべきかを、予め定めておくこととするもので、行政として当然のことです。

現に9・11のテロや、日本海域に国籍不明の船が出没する事態も起きており、その発生は予測不能で、対策は早いにこしたことはないと思います。また、緊急事態に伴い、住民の権利が制限されるのではとの懸念も出されていますが、逆に住民の権利を守るためのものがあり、賛成いたします。

討 論

討 論
修正案賛成

広沢 真 議員

佐藤 輝雄 議員

加茂紀代子 議員

星 吉郎 議員

百々 喜明 議員

職員給与の削減の提案は、雇用者である町長をはじめとする四役と、一般の職員の給与を同じ土俵で議論するところがそもそも矛盾しています。

削減提案の前提として財政の危機的な状況があるのは理解していますが、職員から百数十項目の提案、意見が寄せられており、職員間での合意形成ができていない。

今のままでは職員の士気の低下、さらに町民へのサービスの低下にもつながる。今の時点で給与の削減はすべきでないと考えます。

滝口氏の町長立候補時の約束は「行革断行」「これ以上の借金はごめんだ」「柴田町は倒産してしま

う」と柴田町の財政立て直しの宣誓でした。

その後、議会は定例会や臨時会も含めて、常に財政の危機意識問題や行財政改革の推進等も、厳しく町長と議論を重ねてまいりました。

特に議会は危機感を強く持ち、平成15年、他市町に先駆けて出席費用弁償の廃止をはじめ、議員報酬削減まで7項目で身を削り、その上で行革80項目を提言しました。

町長の再建宣言から4年、どんな施策でどんな努力がなされたのか、それが問われず、職員の賃金に手をかけることは認めることができません。

私は、修正案に賛成の立場で討論します。

町の財政状況は急速に悪化したと言われており

ですが、平成16年度監査意見書の中で、監査委員は「予算編成手法の改善を進め、財政の健全化を図る必要がある」とすでに指摘されておりました。

私は、その後財政再建について調べて不安を感じ

じ、どう乗り切るか思案しました。町が現在の状況に陥ったのは執行部サイドの見通しの甘さがあつたのではと考えます。

それが職員の給与削減により生活を脅かす等は根本的に論外です。

同僚議員の方々、この修正案に賛成の意を表してください。

じ、どう乗り切るか思案しました。町が現在の状況に陥ったのは執行部サイドの見通しの甘さがあつたのではと考えます。

ただいまの修正案に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

確かに財政状況は危機的な状況にあります。議案第18号の第3条、4条は職員給料であり、まさに生活給であります。

特別職の給与とは違うものであります。職員の給与の削減は、職員の活力に満ちた行動と、明日を築く職員の家庭生活基盤をゆるがすものであり、今すべきものではないと思います。

修正案に対して賛成いたしません。同僚議員の賛同をお願いいたします。

私は今回提出された、議案第18号は第1条から第4条までの一括提案で無理があると思います。

本来第1条から一条ごとに審議すべきものだと思います。

特に第3条、第4条は職員給与に関するもので、特別職の給与と異なるとも思います。

職員給与を削減しても4千万円の削減にしかなりません。危機的な財源不足は1年の給与削減だけでは賄えないのではないのでしょうか。

執行者には、もっと工夫しながら、財源を生み出す方法を検討してもらいたいと思い、原案には反対します。

よって、私は小丸議員ほか1名から提出された修正案に賛成します。

